

令和4年6月8日

一般社団法人岩手県獣医師会 第30期動物愛護委員会
委員長 辻本 恒徳 殿

一般社団法人 岩手県獣医師会
会長 佐々木一弥

第30期動物愛護委員会会長諮問

1 不妊手術助成事業のあり方の見直しについて

本会が実施する公益事業の中で、平成22年度からスタートした飼育犬・ねこ及び地域ねこを対象とした不妊手術助成事業は実施当初から好評を得ており、年々応募頭数が増加している。また、東日本大震災・津波の発災以降は沿岸部の地域ねこに注力してきた経緯がある。一方、内陸部の地域ねこの応募が増加しており、令和2年度は60頭を追加当選とし、申込数425頭に対し、当選総頭数160頭で対応してきたところである。令和3年度は対象頭数を150頭に計画した。その内訳は飼育犬20頭、飼育ねこ60頭、地域ねこ70頭であり、申込数は448頭であった（当選率30%・実施率80%）。一方、県内保健所における引き取り犬・ねこは依然として後を絶たず、多頭飼育崩壊による保護ねこや野良ねこ問題が頻発している。また、動物愛護団体により保護された犬・ねこの譲渡活動もコロナ禍で進展しないのが現状である。岩手県獣医師会では行政による支援も必要と考え、令和3年3月岩手県環境生活部長宛てに「地域ねこ等に対する不妊手術助成事業の創設についての要請」を行っているが、前向きな回答は得られていない。このような状況を鑑み、本会が公益事業として実施してきた動物の愛護・福祉の推進に係る不妊手術助成事業の今年度以降のあり方の検討を求める。

協議のポイント

- 1) 飼育犬・飼育ねこが対象でいいのか（頭数を含めて）
- 2) 不妊手術助成を求めている場所はどこか
保健所による引き取りとなった犬・ねこを対象とする → 被譲渡者支援
動物愛護団体 → 被譲渡者支援
- 3) 雄も対象にする
- 4) 地域ねこ・野良ねこのTNR活動支援
- 5) 会員動物病院のキャパシティはどうか
- 6) 助成額は適正か

- 7) 助成対象頭数は
- 8) 予算はどうか
- 9) 実施期間は適切か
- 10) その他

2 動物愛護関係委託事業の実態調査について

本会と岩手県・盛岡市との委託事業には負傷動物応急治療業務と幼傷病野生鳥獣応急治療業務がある。

幼傷病野生鳥獣については応急治療後、岩手県鳥獣保護センターへ引き渡し、専門獣医師職員が継続保護治療を行っている。一方、犬や猫などの負傷動物応急治療後は保健所に引き渡した後の継続保護治療の在り方が見えてこない。その業務を担うべき動物愛護・管理センター（仮称）が岩手県においてはまだ設置されていない。

協議のポイント

1) 引き渡し後の実態調査

依頼のあった負傷動物の応急治療後について、県内のほとんどの診療施設ではまさに応急治療のみで引き渡しているのが実態である。しかし、県には継続治療可能な診療施設と人材が認められず、引き渡し後の継続治療ならびに予後の実態調査を求める。

- 2) 結果として一部の動物病院への治療依頼によるボランティア的対応治療・処置になっていないか。
- 3) 動物愛護団体の善意に甘えていないか。
- 4) 結果、安楽死処置となっていないか。
- 5) 獣医師会として、応急治療業務以外に協力できることはないか。
- 6) 県は動物愛護・管理センターを盛岡市との協働での設置案を提示してきた経緯があるが、動物公園は第3セクター運営会社がリニューアル工事中であり、公園内診療施設もその対象となっていた。結果、県主導の動物愛護施設は頓挫している状態であり、岩手県の動物愛護行政および関連施設は大きく後退したと言わざるを得ない。東北地方で動物愛護センターを有しない県は本県のみであり、3月に提出された第3次岩手県動物愛護管理推進計画の中では、施策10として動物愛護管理推進のための拠点機能の検討等が明記されている。しかしながら、平成29年11月に当会も委員を務める岩手県動物愛護推進協議会から「岩手県動物愛護の在り方に関する提言書」が提出されたにもかかわらず、現状として「センターの設置を望む声がある」程度にしか触れていないのは誠に残念であ

る。獣医師会として改めてセンター設置の必要性を示すとともに、設置後の本会の関わり方を意見集約し協議しておく必要はないか。

3 多頭飼育崩壊などの対策として保健福祉との連携の模索

令和2年6月1日に一部を除いて施行された「改正動物愛護管理法」では所有者に対する犬又は猫の繁殖制限の義務化が盛り込まれている。さらに環境省は令和3年3月、多頭飼育対策のガイドラインを公表した。

多頭飼育崩壊が社会問題となる中で、保健福祉との連携が重要とされており、獣医師会として支援可能な対策を模索してほしい。